

休学・退学等の願い出について

1 願い出の手続きについて

- (1) 休学等を願い出するための用紙は教務係の窓口で配付します。また、農学部・農学研究科ホームページにも様式を掲載しています。
- (2) 願い出はなるべく早めに行ってください。月日を遡って願い出することはできません。
(例えば、4月1日から休学を希望する場合や3月31日付けで退学を希望する場合は、2月末日までにその手続きを済ませてください。指定期日までに手続きをしない場合は、次年度(あるいは次学期)の授業料の納付義務が生じますから、期限を厳守してください。)
- (3) 願い出るときは教員の署名が必要になります。用紙にある教員の署名を事前にもらってきた状態で提出してください。

2 休学の願い出について

- (1) 病気、その他の理由により3ヶ月以上欠席しようとするときは、「休学願(病気の場合は医師の診断書を添付のこと)」・「休学願等に関する所見」を教務係に提出しなければなりません。
- (2) 休学期間は休学願を提出する月の翌月以降の1日から、当該年度の任意の月末まで、1ヶ月単位で願い出ることができます。なお、原則として年度をまたぐことはできません。
- (3) 休学期間の初日は、休学願の受理日以前とすることはできません。
- (4) 休学期間は年度更新することができますが、通算して学部学生は2年、大学院前期課程学生は2年、大学院後期課程学生は3年を超えることはできません。
- (5) 休学期間が引き続き3ヶ月以上にわたるときは、在学期間に算入されません。また、休学期間中の授業料は既納分を除いて免除されることがあります。
- (6) 休学の許可なくして長期にわたり無断欠席をした時には、その期間は在学期間に算入され、授業料も納付しなければなりません。
- (7) 休学を願い出の場合は原則として、直前の月までの授業料を納付しなければなりません。

3 復学の願い出及び届け出について

- (1) 休学期間中に休学の理由が解消し復学するときは、「復学願」・「休学願等に関する所見」を教務係に提出しなければなりません。
- (2) 休学期間が満了し復学するときは、「復学届」を教務係に提出しなければなりません。

4 退学の願い出について

- (1) 退学しようとするときは「退学願」・「休学願等に関する所見」を教務係に提出しなければなりません。
- (2) 原則として、退学する月の属する学期までの授業料を納付しなければなりません。
- (3) 退学年月日は、特別の事情のない限り月の末日としてください。退学年月日を退学願受理日以前とすることはできません。
- (4) 他大学等を受験するときは、「退学願」・「休学願等に関する所見」を教務係に提出しなければなりません。この場合の「退学願」は「仮退学願」として受理されます。受験後、他大学等に合格し本学を退学する場合は、申し出により「仮退学願」は「退学願」として扱われます。他大学等の受験に失敗した場合は、申し出により「仮退学願」を取り下げることができます。
- (5) 退学見込証明書及び他大学等の受験許可書は、「退学願」を提出していない学生には発行できないので留意してください。

5 留学の願い出について

- (1) 外国の大学等において修学(教育上有益であると認められる場合に限る)を希望するときは、「留学(期間延長)願」を教務係に提出しなければなりません。
- (2) 留学期間は在学期間に算入されます。また、留学期間中の授業料は納付しなければなりません。
- (3) 留学期間の延長を希望するときは「留学(期間延長)願」を教務係に提出しなければなりません。

6 他大学院等への修学について

- (1) 他大学院又は研究所等において、授業科目の履修又は研究指導(教育上有益であると認められる場合に限る)を希望するときは、所定の願い出手続きを教務係で行わなければなりません。
- (2) 他大学院等での修学期間は在学期間に算入されます。また、修学期間中の授業料は納付しなければなりません。
- (3) 修学期間の延長を希望するときは「他大学院における修学(期間延長・変更)願」を教務係に提出しなければなりません。ただし、大学院前期課程の学生は1年を超えて他大学院等へ修学することはできません。

東北大学 農学部・農学研究科教務係
〒980-8572 仙台市青葉区荒巻字青葉 468-1
Tel 022-757-4007 Fax 022-757-4020